

宮城県津波対策ガイドラインの 改定案について

令和8年2月

宮城県津波対策連絡協議会事務局
(宮城県復興・危機管理部防災推進課)

宮城県津波対策ガイドラインの改定案について

1 宮城県津波対策ガイドラインの主旨及び沿革について

- 「宮城県津波対策ガイドライン」は、平成15年に学識経験者、沿岸市町、防災関係機関、県等で構成される「宮城県津波対策連絡協議会」において作成したもので、沿岸市町の津波避難計画策定の指針となるものとして位置づけた。
- これまで、法改正や大規模な災害などがあった際に、必要に応じ、ガイドラインの改定を行ってきた。

2 今回のガイドラインの見直しの経緯について

- 「津波防災地域づくりに関する法律」第53条の規定に基づき、県の津波浸水想定 of 浸水域に対し、令和8年3月に津波災害警戒区域を指定する予定としている。指定により沿岸市町における地域防災計画や津波ハザードマップ等の見直し、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等が必要となる。
- また、令和7年7月に発生したカムチャツカ半島付近の地震に伴う津波による教訓や、同年12月に発生した青森県東方沖地震に伴う「北海道・三陸沖後発地震注意情報」への対応など、近年の災害対応やその振り返りを踏まえた見直しが必要となったことから、ガイドラインの改定を行うもの。

3 主な改定事項（追加事項）

- (1) 津波災害警戒区域の指定を踏まえた対応
- (2) カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波警報の教訓を踏まえた対応
⇒ 二次避難の考え方、車両避難の危険性の周知、指定緊急避難場所の環境整備など
- (3) 北海道・三陸沖後発地震注意情報
⇒ 注意情報の概要・基準、発表時の対応、日頃からの周知など

宮城県津波対策ガイドラインの改定案について

(1) 津波災害警戒区域の指定を踏まえた対応

● 修正理由

【ガイドライン見直しの経緯】

令和8年3月に津波災害警戒区域の指定を告示する予定としており、指定後は、津波ハザードマップの見直し、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成や避難訓練の実施などが必要となることから、必要な対応を追加するもの。

【ガイドライン見直しの方向性】

津波災害警戒区域の概要と指定後の対応を追加する。

● 主な修正箇所（新旧対照表（案）より）

| 頁 | 改定前（旧） | 改定後（新） | 備考 |
|----|--------|---|----------------------|
| 26 | (新設) | <p>3.2 津波災害警戒区域の指定</p> <p>■津波災害警戒区域は、県が指定し、告示する。</p> <p>■沿岸市町では、地域防災計画の改定や津波ハザードマップの見直しを行う。</p> <p>■市町地域防災計画に定められた津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設では、避難確保計画を作成し、避難訓練を実施する。</p> <p>【解説】</p> <p>県では、津波浸水想定区域図で浸水が想定される地域と同じ範囲に津波災害警戒区域を指定し、令和8年3月に告示しています。</p> <p>津波災害警戒区域が指定されると、津波の高さが基準水位により示されることから、必要に応じて津波ハザードマップや避難路、避難経路を見直す必要があります。また、指定緊急避難場所等についても浸水深に基づいて指定されている場合には、基準水位に基づき安全性が確保されているかを確認する必要があります。</p> <p>なお、市町地域防災計画に定められた津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設（学校、医療機関、社会福祉施設等）については、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が必要となり、市町長に報告する義務が生じることから、県及び沿岸市町では、これらの施設の所有者・管理者に対する計画作成、避難訓練実施の助言等を行うことが求められます。</p> <p><浸水深と基準水位の違い></p> <p>津波浸水想定</p> <p>津波災害警戒区域 (イエローゾーン)</p> <p>津波</p> <p>浸水深</p> <p>津波</p> <p>地盤高</p> <p>せき上げ</p> <p>基準水位</p> <p>浸水深</p> <p>津波浸水深</p> <p>基準水位</p> <p>避難場所の高さが明確化</p> <p>□ 津波による浸水の深さ</p> <p>□ 津波浸水深+せき上げ</p> <p>□ せき上げは考慮されていない。</p> <p>□ せき上げが考慮されている。</p> | 津波災害警戒区域の指定（見込）によるもの |

宮城県津波対策ガイドラインの改定案について

(2) カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波警報の教訓を踏まえた対応

● 修正理由

【ガイドライン見直しの経緯】

令和7年7月30日に発生したカムチャツカ半島付近の地震では、県内全域に津波警報が発令され、多くの住民の方々が指定避難所等に避難した。その避難の過程で、避難中の熱中症による健康被害等や車両避難による渋滞の発生等の課題が明らかになったことから、その対応を追加するもの。

【ガイドライン見直しの方向性】

内閣府「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」の改定等を踏まえ、二次避難の考え方や車両避難の危険性の周知などの対応を追加・修正する。

● 主な修正箇所（新旧対照表（案）より）

| 頁 | 改定前（旧） | 改定後（新） | 備考 |
|----|---|---|-----------------------------|
| 43 | <p>3.4.1 指定緊急避難場所等（避難目標地点を含む）の指定・設定</p> <p>【解説】 （略）</p> <p>住民等が設定する避難目標地点は、避難者が避難対象地域外へ避難する際に、とりあえず津波の危険から命を守るために避難の目標とする地点であり、夜間照明、情報機器（伝達・収集）、食糧等は備わっていないため、市町が指定する安全な指定緊急避難場所や指定避難所へ向かって更に避難する方法や経路も考えておく必要があります。</p> | <p>3.5.1 指定緊急避難場所等（避難目標地点を含む）の指定・設定</p> <p>【解説】 （略）</p> <p>住民等が設定する避難目標地点は、避難者が避難対象地域外へ避難する際に、とりあえず津波の危険から命を守るために避難の目標とする地点であり、夜間照明、情報機器（伝達・収集）、食糧等は備わっていないため、市町が指定する安全な指定緊急避難場所や指定避難所へ向かって更に避難する方法や経路も考えておく必要があります。</p> <p><u>なお、津波警報等の発表中において、避難した指定緊急避難場所等から津波リスクがある場所を通過して、別の場所に移動することは避けるべきですが、生命の危険がある等の健康上やむを得ない事由等により、緊急的に移動が必要な場合に限っては、津波の発生状況をテレビ、ラジオ、スマートフォン等で確認するなど、最大限、避難者の安全を確保したうえで、津波リスクが低い安全な経路で移動するものとします。</u></p> | 指定緊急避難場所の指定に関する手引きの改定案の反映 |
| 48 | <p>3.4.4 避難の方法</p> <p>【解説】 ○ 「『徒歩による避難を原則とする。自動車では避難しない。』を徹底する。」について （略）</p> <p><u>特に、臨海部にて復旧する市街地や住宅地、工業団地や海水浴場等の観光地等、自動車での避難が多く発生するおそれのある地域においては、地域内に一時的な避難が可能な場所を確保した上で、徒歩で避難を行うよう、重点的に啓発を行うことが必要です。</u></p> | <p>3.5.4 避難の方法</p> <p>【解説】 ○ 「『徒歩による避難を原則とする。自動車では避難しない。』を徹底する。」について （略）</p> <p><u>臨海部で復興した市街地や住宅地、工業団地や海水浴場等の観光地等、自動車での避難が多く発生するおそれのある地域においては、地域内に一時的な避難が可能な場所を確保した上で、徒歩で避難を行うよう、重点的に啓発を行うことが必要です。特に、過去の津波災害で実際に車両避難による渋滞の発生が確認された地区においては、ワークショップや地区の会合の場など、様々な機会を通して、自動車避難における危険性や避難行動要支援者等の避難の妨げになる可能性などを示すことが重要です。また、これまでの津波避難事例で自動車避難を選択した理由として、車でないと間に合わない判断したこと、暑さなど天候の影響や荷物などを考慮したこと、家族で避難したことなどが挙げられているため、それぞれの地域の実情に応じて、徒歩でも間に合う避難経路や天候に左右されない避難所等の情報の周知、避難時に徒歩でも持ち運べる荷物の平時からの選定、子どもや高齢者など配慮が必要な方の誘導方法の検討等を通して、原則として徒歩避難を行うことに対する地域の合意形成を図ることが大切となります。</u></p> | 津波避難行動と防災意識に関するアンケート調査結果の反映 |

宮城県津波対策ガイドラインの改定案について

(3) 北海道・三陸沖後発地震注意情報

● 修正理由

【ガイドライン見直しの経緯】

令和7年12月8日に発生した青森県東方沖地震に伴い、翌9日には制度運用開始後、初めて「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表され、直ちに避難できる準備等の徹底を呼び掛けた事例を踏まえ、津波避難計画にあらかじめ注意情報発表時の行動や平時からの防災教育等について記載することで、災害時の具体的な行動に結びつけるための啓発につなげるもの。

【ガイドライン見直しの方向性】

北海道・三陸沖後発地震注意情報の概要と内閣府「北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン」を踏まえた対応を追加する。

● 主な修正箇所（新旧対照表（案）より）

| 頁 | 改定前（旧） | 改定後（新） | 備考 |
|----|---|--|---|
| 16 | 2.10 気象庁が発表する津波に関する警報・情報等 1)～5) (略) <u>(新設)</u> | 2.10 気象庁が発表する津波に関する警報・情報等 1)～5) (略) <u>6) 北海道・三陸沖後発地震注意情報</u> <u>日本海溝・千島海溝沿いでは、モーメントマグニチュード (Mw) 7.0以上の地震発生後1週間以内にその周辺でさらに大きなMw8.0クラス以上の後発地震が発生した事例があります。平成23年の東北地方太平洋沖地震では、Mw7.3の地震が発生した2日後にMw9.0の巨大な地震が発生しました。</u> <u>このため、北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでMw7.0以上の地震が発生した場合、後発地震の発生に備え、揺れを感じたり津波警報等が発表されたりした際に、直ちに避難できる準備等を促すことを目的として、気象庁が「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を発表します。</u> <u>なお、想定震源域の外側でMw7.0以上の地震が発生した場合は、想定震源域へ影響を与えるものであると評価された場合に、当該情報が発表されます。</u> <u>情報発表の流れは、先発地震による震度の大きさや津波の高さにより変わりますが、先発地震の発生後、1週間の期間において、住民等に対し、防災担当大臣や県、市町村から防災対応を呼びかけます。情報発表に伴い防災対応をとるべきエリアは、震度6以上の揺れ又は津波高3m以上の津波が想定される地域が基本とされ、本県では全市町村が対象です。</u> <u>後発地震が発生する可能性は、先発地震の発生直後が最も高く、時間の経過とともに低下していく傾向があるため、情報は迅速かつ正確に伝達する必要があります。また、先発地震の発生から1週間が経過した際には、住民等に対し、防災担当大臣等から特に後発地震に注意する期間が終わった旨の呼びかけが行われます。</u> | 北海道・三陸沖後発地震注意情報 防災対応ガイドラインの反映 |
| 72 | <u>(新設)</u> | <u>3.10 北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達・呼びかけ</u> <u>■県及び市町村は、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたことを住民や企業等に迅速かつ正確に伝えるとともに、後発地震への備えとして、住民にすぐに避難できる態勢の準備等を呼びかける。</u> <u>■北海道・三陸沖後発地震注意情報について、平時から正しく周知し、防災教育や地域防災活動等を通じて、災害時の具体的な行動に結びつけるための啓発を行うとともに、想定されるリスクに事前に対応する。</u> | 北海道・三陸沖後発地震注意情報 防災対応ガイドラインの反映、過去災害の教訓の反映 |